

第28節 日本人の配偶者等

第1 在留資格の審査

1 日本人の配偶者等の在留資格について

「日本人の配偶者等」の在留資格は、日本人の配偶者、日本人の特別養子又は日本人の子として出生した者を受け入れるために設けられたものである。「本邦に在留中に行うことができる活動の範囲に制限はない」という言い方がなされることがあるが、入管法第7条第1項第2号には、「別表第2の下欄に掲げる身分若しくは地位を『有する者としての活動』と定められているのであり、その活動を逸脱することはできないことに留意する。

2 該当範囲

入管法別表第2の「日本人の配偶者等」の項の下欄は、本邦において有する身分又は地位について、以下のとおり規定している。

日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者

具体的には、次の(1)から(3)の身分を有する者が該当する。

(1) 日本人の配偶者の身分を有する者

(注1)「配偶者」とは、現に婚姻関係中の者をいい、相手方の配偶者が死亡した者又は離婚したものは含まれない。

また、配偶者として在留が認められるためには、双方の国籍国において法的に夫婦関係にあり、配偶者として認められていることが必要であるとともに、我が国においても配偶者として扱われるような者であることが必要であることから、内縁の配偶者は認められない。

(注2) 法律上の婚姻関係が成立していても、同居し、互いに協力し、扶助しあつて社会通念上の夫婦の共同生活を営むという婚姻の実体を伴っていない場合には、日本人の配偶者としての活動を行うものとはいえず、在留資格該当性は認められない。社会通念上の夫婦の共同生活を営むといえるためには、合理的な理由がない限り、同居して生活していることを要する。

(2) 日本人の特別養子の身分を有する者

(注) 法律上の特別養子の身分を有している者をいう。特別養子縁組は、民法第817条の2第1項の規定に基づいて家庭裁判所の審判により成立し、生みの親との身分

関係を切り離し、養父母との間に実の子とほぼ同様な関係が成立する。なお、特別養子縁組及びその離縁に関する事項については、養親の戸籍の身分事項欄に記載される（戸籍法施行規則第35条第3号の2）。

【参考】民法第817条の2第1項

家庭裁判所は、次条から第八百十七条の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。

(3) 日本人の子として出生した者の身分を有する者

(注1) 「日本人の子として出生した者」とは、日本人の実子をいい、嫡出子のほか、認知された嫡出でない子が含まれるが、養子は含まない。

(注2) 出生の時に父又は母のいずれか一方が日本国籍を有していた場合、また、本人の出生前に父が死亡し、かつ、その父が死亡のときに日本国籍を有していた場合が、これに当たる。他方、本人の出生後にその父又は母が日本国籍を取得しても、そのことにより当該外国人が「日本人の子として出生した者」にはならない。

(注3) 本人の出生後父又は母が日本国籍を離脱した場合も、日本人の子として出生したという事実に影響を与えるものではない。

(注4) 「日本人の子として出生した者」は、「本邦で出生したこと」が要件とされていないので、外国で出生した者も含まれる。

3 審査のポイント

(1) 在留資格の決定時

ア 共通事項

(ア) 申請書

① [Redacted]

[Redacted]

② [Redacted]

[Redacted]

③ [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

④ [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(イ) 提出資料

[Redacted]

イ 日本人の配偶者の身分を有する者

法律上の婚姻関係だけではなく、当該婚姻が実体を伴うものであることについて、提出資料等により判断する。

(ア) 戸籍謄本

①

②

(イ) 住民票

(ウ) 納税証明書

(エ) 身元保証書

①

[Redacted]

② [Redacted]

(オ) 質問書 (認定・変更用)

① [Redacted]

② [Redacted]

③ [Redacted]

④ [Redacted]

(カ) 交際・交流に関する立証資料

[Redacted]

(キ) 外国の機関が発行する婚姻証明書

[Redacted]

(ク) 提出資料の追加請求

[Redacted]

(ケ) 実態調査

[Redacted]

ウ 日本人の子として出生した者の身分を有する者

(ア) [Redacted]

(イ) [Redacted]

エ 日本人の特別養子

(2) 在留期間の更新時

ア 共通事項

上記(1)アに同じ。

イ 日本人の配偶者の場合

(ア) 質問書(更新用)

(イ)

(注1)

(注2)

(3) 「短期滞在」の在留資格をもって在留する者からの在留資格変更許可申請の場合

「短期滞在」の在留資格をもって在留する者からの変更については、「やむを得ない特別な事情」があることが必要である。「やむを得ない特別な事情」がある場合とは、次のようなものをいう。

ア

イ

ウ

4 審査に当たってのその他の留意事項

(1) 経費支弁能力について

ア 身元保証人が経費を支弁する場合

(ア)

[Redacted]

(イ) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(ウ) [Redacted]
[Redacted]

イ 申請人が本邦において生業に就くことにより本邦在留中の一切の経費を支弁しようとする場合

申請人が当該活動に従事することが真に予定されているかを次により確認する。

(ア) [Redacted]
[Redacted]

(イ) [Redacted]
[Redacted]

(ウ) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

ウ 収入金額について

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(ア) [Redacted]

① [Redacted]
[Redacted]

② [Redacted]

③ [Redacted]

④ [Redacted]
[Redacted]

(イ) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(ウ) [Redacted]
[Redacted]

(エ) [Redacted]

①

②

③

(注)

エ 公共の負担の考え方について

現に公共の負担となっている者又は公共の負担となるおそれのある者であると認められたものについては、以下のとおりとする。

(ア)

(イ)

①

(注)

②

(注)

(2) 申請人が日本人配偶者と別居している場合について

ア

[Redacted]

イ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

ウ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(3) 離婚調停又は訴訟中の者について

ア [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

イ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

ウ [Redacted]
[Redacted]

(4) 在留資格該当性がないことを理由として不許可とする場合について

ア [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

イ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

ウ [Redacted]
[Redacted]

エ

(5) 入管法第5条に該当する者から在留資格認定証明書交付申請等があった場合の取扱い

ア

[Redacted text block]

(ア)

[Redacted text block]

(イ)

[Redacted text block]

(ウ)

[Redacted text block]

①

a

[Redacted text block]

b [redacted]
 [redacted]

② [redacted]
 [redacted]

イ [redacted]
 [redacted]
 [redacted]
 [redacted]
 [redacted]

(ア) [redacted]
 [redacted]

① [redacted]
 [redacted]
 [redacted]

② [redacted]
 [redacted]

(注) [redacted]
 [redacted]

a [redacted]
 b [redacted]

③ [redacted]

(イ) [redacted]
 [redacted]

5 立証資料

第31節別表のとおり

(注) 出生又は国籍離脱による資格取得の場合、住民票の写しを提出することによって、入管法第19条の8に基づく住居地の届出をしたものとみなさるため、可能な限り住民票の提出を求めることとする。

6 在留期間

施行規則別表第二の「日本人の配偶者等」の項の下欄に定める在留期間は、「5年」、「3年」、「1年」又は「6月」とされており、いずれの在留期間を決定するかは以下のとおり。

日本人の配偶者の場合

在留期間	運用
------	----

5年	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <p>① 申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>② 各種の公的義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>③ 学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあつては、子が小学校又は中学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>④ 主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの</p> <p>⑤ 家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの（婚姻については、婚姻後の同居期間が3年を超えるものに限る。）</p>
3年	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの</p> <p style="margin-left: 20px;">a 5年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの</p> <p style="margin-left: 20px;">b 家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの</p> <p>② 5年、1年又は6月の項のいずれにも該当しないもの</p>
1年	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 3年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの</p> <p>② 家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続性を1年に1度確認する必要があるもの</p> <p>③ 在留状況等からみて、1年に1度その状況を確認する必要があるもの</p> <p>④ 滞在予定期間が6月を超え1年以内のもの</p>
6月	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 離婚調停又は離婚訴訟が行われているもの（夫婦双方が婚姻継続の意思を有しておらず、今後、配偶者としての活動が見込まれない場合を除く。）</p> <p>② 夫婦の一方が離婚の意思を明確にしているもの</p> <p>③ 滞在予定期間が6月以下のもの</p>

※1 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

2

(1)

ア

イ

(2)

日本人の子（日本人の特別養子を含む。）の場合

在留期間	運用
5年	次のいずれにも該当するもの。 ① 申請人又は申請人を扶養する親が入管法上の届出義務(住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等)を履行しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。) ② 申請人又は申請人を扶養する親が各種の公的義務を履行しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。) ③ 学齢期(義務教育の期間をいう。)の子にあつては、小学校又は中学校(いわゆるインターナショナルスクール等も含む。)に通学しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。) ④ 主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの
3年	次のいずれかに該当するもの ① 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの ② 5年、1年又は6月の項のいずれにも該当しないもの
1年	次のいずれかに該当するもの ① 3年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの ② 在留状況等からみて、1年に1度その状況を確認する必要があるもの ③ 滞在予定期間が6月を超え1年以下のもの
6月	滞在予定期間が6月以下のもの

※1 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

2

- (1) [Redacted]
- ア [Redacted]
- イ [Redacted]
- (2) [Redacted]
- [Redacted]

(注) 日本国籍を離脱した者の場合は、通常、在留資格の取得による永住許可がなされる。

第2 応用・資料編

1 参考法令

(1) 民法

第5款 特別養子

(特別養子縁組の成立)

第817条の2 家庭裁判所は、次条から第817条の7までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。

2 前項に規定する請求をするには、第794条又は第798条の許可を得ることを要しない。

(養親の夫婦共同縁組)

第817条の3 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。

2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子（特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。）の養親となる場合は、この限りでない。

(養子となる者の年齢)

第817条の5 第817条の2に規定する請求の時に6歳に達している者は、養子となることができない。ただし、その者が8歳未満であつて6歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は、この限りでない。

(父母の同意)

第817条の6 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

(子の利益のための特別の必要性)

第817条の7 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

(実方との親族関係の終了)

第817条の9 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第817条の3第2項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。

(特別養子縁組の離縁)

第817条の10 次の各号のいずれにも該当する場合において、養子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の請求

により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる。

一 養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること。

二 実父母が相当の監護をすることができること。

2 離縁は、前項の規定による場合のほか、これを行うことができない。

(離縁による実方との親族関係の回復)

第817条の11 養子と実父母及びその血族との間においては、離縁の日から、特別養子縁組によって終了した親族関係と同一の親族関係を生ずる。

(2) 国籍法

(認知された子の国籍の取得)

第3条 父又は母が認知した子で20歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

(国籍の喪失)

第12条 出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の定めるところにより日本の国籍を留保する意思表示を表示しなければ、その出生の時にさかのぼつて日本の国籍を失う。

2 フィリピンにおける婚姻制度について

[Redacted text block]

[Redacted text]

3 フィリピン人母親と日本人父親の間に出生した子について

[Redacted text]

[Redacted text]

4 市区町村において創設的婚姻届が受理された中国人の取扱いについて

[Redacted text]

[Redacted text]

5 裁判例

(1) 配偶者としての活動を行おうとする者の在留資格該当性（平成14年10月17日最高裁判所判決）

ア 「日本人の配偶者等」の在留資格をもって本邦に在留するためには、単にその日本人配偶者との間に法律上有効な婚姻関係があるだけでは足りない。

イ 日本人配偶者との間に、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真しな意思をもって共同生活を営むことを本質とする婚姻という特別な身分関係を有する者として本邦において活動しようとすることに基づくものと解される。

ウ 婚姻関係が法律上存続している場合であっても、夫婦の一方又は双方が既に上記の意思を確定的に喪失するとともに、夫婦としての共同生活の実体を欠くようになり、その回復の見込みが全くない状態に至ったときは、当該婚姻はもはや社会生活上の実質的基礎を失っているものというべきである。

(注)

本判決は、「配偶者としての活動を行う者」とする者の在留資格該当性について判示しており、「日本人の配偶者である者として在留資格が付与されるべき者については、日本人との婚姻が法律上有効なものであれば足りるものと解される。」（平成6年5月26日東京地方裁判所判決）の考え方を否定し、当局側の主張を採用したものであると同時に、本判決と同旨の地方裁判所並びに高等裁判所の判決を最高裁判所が初めて認めたものである。

(2) 同居・協力・扶助の活動が行われなくなっている場合の在留資格該当性の判断（平成8年5月30日東京高等裁判所判決）

「婚姻関係が冷却化し、同居・相互の協力扶助の活動が事実上行われなくなっている場合であっても、未だその状態が固定化しておらず、当該外国人が日本人配偶者との婚姻関係を修復・維持し得る可能性があるなど、婚姻関係が実体を失い形骸化しているとは認めることができない段階においては、なお、社会通念上、同居・協力・扶助を中核とする婚姻関係に付随する日本人の配偶者としての活動を行う余地があるものというべきであるから、当該外国人に「日本人の配偶者等」の在留資格該当性を肯定するのが相当である。」